

従業員の住民税は 特別徴収(給与天引き)で!

■ 問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

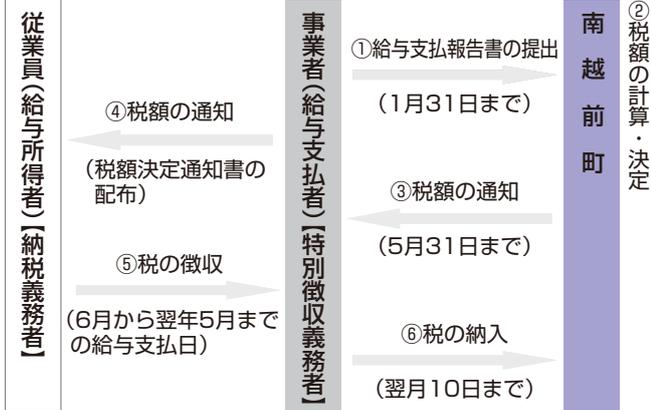
個人住民税の特別徴収とは、事業者(給与支払者)が個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納める制度です。

※給与を支払い、所得税の源泉徴収の義務のある事業者は、原則として個人住民税の特別徴収を行うこととなります(地方税法第321条の4及び南越前町税条例による)。

☆特別徴収のメリット☆

従業員にとっては、納税のために金融機関や役場へ出向く手間が省け、納め忘れがなくなり、また、普通徴収(自分で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回あたりの負担額が小さくなります。

※税額は役場から通知しますので、事業者が計算する必要はありません。



確定申告は、ご自分で作成して、早めの提出をお願いします!

■ 問合せ 武生税務署 TEL 22-0890

平成 25 年分の確定申告期限は、所得税及び復興特別所得税並びに贈与税が平成 26 年 3 月 17 日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税が平成 26 年 3 月 31 日(月)です。

①【申告相談会場は平成 26 年 2 月 3 日(月)から!】

武生税務署の申告相談会場の開設日は、平成 26 年 2 月 3 日(月)からとなっております。確定申告の相談を希望される方は、開設日以降にお越しいただきますようお願いいたします。なお、申告相談会場の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時です。

②【平成 26 年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます】

個人の白色申告者のうち事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、平成 26 年 1 月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

e-Tax データ送信!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

又は 書面で提出!

www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。